

(別紙) 「長野県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(別添)</p> <p>介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 受験対象者 (1)、(2) (略) (3) 受験対象者についての留意事項 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法第 69 条の 2 に定める登録を受けることができない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 <b>第 1 項</b>第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>カ、キ (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 受験対象者 (1)、(2) (略) (3) 受験対象者についての留意事項 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法第 69 条の 2 に定める登録を受けることができない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>カ、キ (略)</p> <p>4～7 (略)</p>

(別紙1)

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

1 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員

(2) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員

(3) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員

(4) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員

(5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあつては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員

(6) (略)

(別紙1)

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

1 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員

(2) 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1号に規定する生活相談員

(3) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員

(4) 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項に規定する生活相談員

(5) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設にあつては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項に規定する支援相談員

(6) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号第3条）に規定する相談支援専門員

(9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する主任相談支援員

(別紙2) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号第3条）に規定する相談支援専門員

(9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、別に定める者

(別紙2) (略)

(別紙3)

長野県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

- 1 (略)
- 2 出題方式及び出題数等
  - (1) (略)
  - (2) 出題数、試験時間等
    - ア 出題数、試験時間

区分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10:00~12:00)  ※点字受験者 (1.5倍)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	<u>20問</u> 15問	180分  ※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合計	60問	

イ、ウ (略)  
(3) (略)

3 (略)

(別紙3)

長野県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

- 1 (略)
- 2 出題方式及び出題数等
  - (1) (略)
  - (2) 出題数、試験時間等
    - ア 出題数、試験時間

区分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10:00~12:00)  ※点字受験者 (1.5倍)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	<u>15問</u> <u>5問</u> 15問	180分  ※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合計	60問	

イ、ウ (略)  
(3) (略)

3 (略)